

令和3年6月 日

横手市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

横手市生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

横手市は、東側が奥羽山脈、西側は出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央部に位置し、東西は45km、南北は35km、総面積693.04km²という広大な面積を有している。

市内公共交通は、鉄道2路線、路線バス15路線、タクシー会社8社などにより構成されている。鉄道については、南北に奥羽本線、東方向に北上線が運行し、秋田市や大仙市、湯沢市、北上市などと結ばれている。路線バスは、横手駅に隣接した横手バスターミナルを基点とし、放射状に運行されている。

近年は自家用車の普及や人口減少などの要因により公共交通の利用者は激減している。特に乗合バスは、市内完結路線のほとんどが赤字路線であり、路線維持のため市では毎年多額の財政支出を行っている。また、今後の更なる路線改廃も懸念されており、将来を見据えた公共交通体系への見直しが求められている。

市では、平成23年3月に「横手市地域公共交通総合連携計画」を策定し、「安心で住みよいまちづくり」に向けて、高齢化に対応したモビリティの確保、将来にわたり持続可能な公共交通システムの構築を目指し、デマンド型乗合タクシーである「横手デマンド交通」と、市街地の一部に設定した中心部バスゾーンをエリアとする「循環バス」の運行を、平成25年10月から開始したところである。

また、平成31年3月には、「横手市総合計画」「都市計画マスタープラン」の理念、方針の実現を図るため、「横手市地域公共交通網形成計画」を策定したところであり、基本方針として「移動手段の確保」、「公共交通の利用が不便なエリアの解消」、「まちづくり戦略との連携」、「情報発信と利用促進」を掲げ、市の公共交通を取り巻く様々な課題を整理し、持続可能な地域公共交通の在り方について恒常的に検討することで、市民の皆様や当市を訪れる全ての皆様の移動手段の確保、快適な移動環境の創出を図ることを目指している。

今回、地域公共交通確保維持改善事業の対象とした路線（以下「対象路線」という。）は、主に本市の郊外地域から主要な公共施設や病院、商業施設などが集まる中心地域までの移動に利用されている。対象路線は、各バス路線の起終点である横手バスターミナルからの乗り換えも多く、各地域間の移動手段として重要な役割を果たしており、特に自家用車を持たない住民の移動手段として、その維持確保が必要とされている。

市民の生活の足の確保は地域の活力となるとともに、地域活性化にもつながるものであり、「安全で住みよいまちづくり」の実現のためには、横手デマンド交通と循環バスのそれぞれのメリットを生かした公共交通サービスは必要不可欠となっている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

横手市の実態に即した、将来にわたり持続可能な公共交通サービスを実施していく。また、横手デマンド交通並びに市内循環バスの相互連携により、より効率的な公共交通ネットワーク構築の実現を目指す。

		実績値 (令和2年)	目標値 (令和4年)	目標値 (令和5年)	目標値 (令和6年)
横手デマンド 交通	年間利用人数	37,802人	38,900人	40,100人	41,300人
	一人あたりの財政支出	860円	855円	850円	845円
循環バス	年間利用人数	38,757人	40,700人	42,700人	44,800人
朝日が丘上台線3	年間利用人数	10,042人	10,000人	9,800人	9,600人
朝日が丘上台線9	年間利用人数	3,803人	3,800人	3,700人	3,600人
朝日が丘上台線10	年間利用人数	5,089人	5,000人	4,900人	4,800人
大森線10	年間利用人数	12,251人	12,200人	12,000人	11,800人
山内線4	年間利用人数	3,979人	3,900人	3,800人	3,700人
山内線9	年間利用人数	5,868人	5,800人	5,700人	5,600人
横手本荘線2	年間利用人数	9,042人	9,000人	8,800人	8,600人
横手本荘線13	年間利用人数	3,336人	3,300人	3,200人	3,100人
地域内フィーダー系統に係る市負担額		71,978千円	72,000千円	72,000千円	72,000千円
公共交通機関の利便性に係る満足度		59.1% (※) 非常に満足 1.9% 満足 14.9% やや満足 42.3%	60%	60%	60%

(目標値、目標値の考え方については、「横手市地域公共交通網形成計画」P.31を参照)

※：令和2年度横手市まちづくりアンケートより(問13項目24「公共交通機関の利便性の向上についての満足度」の調査結果より)

(2) 事業の効果

地域内フィーダー系統を確保することで、以下の効果が期待できる。

- ・市内全域の交通手段の確保(交通不便地域の解消率100%)
- ・既存公共交通との連携により、効率的な運行体系の実現(既存公共交通の再編)
- ・外出機会の増大による社会参加や地域活性化の促進
- ・病院や商業施設へのアクセス確保による生活環境の向上

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
◎利用者の利便性向上を図るバス運行路線の構築 ・交通不便エリアを通過する地域間運行路線、既存循環バス（往復）路線に係る状況確認、利便性向上に係る検討を継続する。（横手市、羽後交通株式会社） ・バス路線の積極利用を促す施策について検討する。（羽後交通株式会社） ◎デマンド交通の更なるPR ・デマンド交通を未利用または利用経験の少ない市民が利用しやすい環境づくりを更に進めるため積極的に制度を周知する。（市内タクシー会社：普段タクシー利用が主となっている市民にドライバーからデマンド交通の周知を行う、横手市：地域の集会へ出向いての説明や市報への掲載） ◎更なる利便性向上を目指す新たな施策の検討 ・免許返納自主返納者向け回数券の配布について、引き続き関係機関と連携し、周知徹底を図る。（横手市、関係機関（警察署等）） ・自家用有償旅客運送については、本格運行を開始した「柏木・大森病院線」の定期的な需要動向確認を行うとともに、必要に応じて「上畑線」のような運行形態の他地域への展開の可能性を検討する。（横手市） （「横手市地域公共交通網形成計画」P. 30～P. 40 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
横手市地域公共交通活性化協議会から運行事業者への補助金額については、運行経費の 9 割から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
・ つばめ自動車株式会社 ・ 合同会社沼館タクシー ・ 合資会社大森タクシー ・ よこてタクシー株式会社 ・ 合資会社浅舞タクシー ・ さとみタクシー有限会社 ・ 有限会社ユニオン交通 ・ 羽後交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用 した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担 額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
【平成30年度】 ・平成30年 5月28日（第1回） 狙半内共助運営体による自家用有償旅客運送について ・平成30年 6月25日（第2回） 平成31年度横手市生活交通確保維持改善計画を承認 ・平成30年11月29日（第3回） 横手市地域公共交通網形成計画について ・平成30年12月21日（第4回） 横手市地域公共交通網形成計画について（継続） ・平成31年 1月25日（第5回） 横手市地域公共交通網形成計画について（継続） ・平成31年 3月19日（第6回） 横手市地域公共交通網形成計画を承認 【令和元年度】 ・令和元年 6月27日（第1回） 令和2年度横手市生活交通確保維持改善計画を承認 ・令和元年 9月25日（第2回） 自家用有償旅客運送「上畑線」における乗降場所の追加 について・代替交通「睦合線」委託事業者の変更について スクールバスを活用した有償運送実証実験について ・令和元年11月12日（第3回） スクールバスを活用した有償運送実証実験について（継続）	

【令和2年度】

- ・ 令和 2年 6月26日（第1回） 令和3年度横手市生活交通確保維持改善計画を承認
- ・ 令和 2年10月20日（第2回） 自家用有償旅客運送「柏木・大森病院線」本格運行への移行・代替交通「睦合線」停留所一部変更・公共交通回数券の利用対象事業者追加（介護タクシー）について
- ・ 令和 2年12月28日（書面協議）地域内フィーダー系統確保維持改善事業の事業評価

21. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 横手市地域公共交通活性化協議会への住民代表の参加
- ・ 平成 22 年度公共交通に関する市民アンケート調査による住民意見の反映
- ・ 平成 24 年度横手デマンド交通及び公共交通に関するアンケート調査による住民意見の反映
- ・ 毎年の横手市まちづくりアンケートによる住民意向の把握（満足度等）
- ・ デマンド交通利用者への聞き取り調査（随時の抽出調査）による意見聴取

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	・ 秋田県観光文化スポーツ部交通政策課 ・ 秋田県平鹿地域振興局総務企画部 ・ 秋田県平鹿地域振興局建設部
関係市区町村	・ 横手市（副市長、総務企画部長）
交通事業者・交通施設管理者等	・ 国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所 ・ 横手警察署 ・ 羽後交通株式会社 ・ 秋田県ハイヤー協会横湯雄平支部 ・ 秋田県交通運輸産業労働組合協議会
地方運輸局	・ 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局
その他協議会が必要と認める者	・ 市内各地域の利用者代表 ・ 横手市老人クラブ連合会 ・ 高校 PTA 連合会（秋田県高等学校 PTA 連合会横手地区協議会）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）秋田県横手市中央町8番2号

（所 属）横手市地域公共交通活性化協議会
（横手市総務企画部経営企画課）

（氏 名）神原 広明

（電 話）0182-35-2164

（e-mail）kikaku@city.yokote.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	基準にて該 当する要件 (別表7のみ)
横手市	つばめ自動車株 式会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	365日	4,600回		区域	①・②(1)	③
	合資会社浅舞タク シー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	365日	3,300回		区域	①・②(1)	③
	合資会社沼館タク シー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	365日	3,100回		区域	①・②(1)	③
	さとみタクシー有 限会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	365日	5,200回		区域	①・②(1)	③
	合資会社大森タク シー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	365日	2,300回		区域	①・②(1)	③
	有限会社ユニオン 交通	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	365日	5,400回		区域	①・②(1)	③
	よこてタクシー株 式会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	365日	3,300回		区域	①・②(1)	③
		(2) 横手市循環バス	横手バス ターミナル	横手病院前	横手バス ターミナル	往 29.1km 循環	365日	3,650回		路線定期	①・②(1)	③
		(3) 1 朝日が丘上台線3	横手バス ターミナル	横手病院前	上台	往 7.1km	365日	847回		路線定期	①・②(1)	③
	羽後交通株式会社	(3) 2 朝日が丘上台線3	上台	横手病院前	横手バス ターミナル	復 7.4km	365日	964回		路線定期	①・②(1)	③
		(4) 朝日が丘上台線9	横手駅東口	朝日が丘四 丁目南口	横手バス ターミナル	往 14.7km 復 0.0km	365日	482回		路線定期	①・②(1)	③
		(5) 朝日が丘上台線10	横手駅東口	朝日が丘四 丁目南口	横手バス ターミナル	往 14.1km 復 0.0km	365日	730回		路線定期	①・②(1)	③

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準にて該当する要件 (別表7のみ)
横手市		(6) 1 大森線10	横手バスターミナル	大森地域局前	大森病院前	往 17.9km	365日	1,212回		路線定期	①・②(1)		③
		(6) 2 大森線10	大森病院前	大森地域局前	横手バスターミナル	復 17.7km	365日	1,263.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(7) 山内線4	横手駅東口	平鹿振興局前	三ツ又温泉入口	往 23.9km 復 0.0km	365日	781.5回		路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統の横手・湯沢線、横手・大曲線と横手バスターミナルで接続	③
	羽後交通株式会社	(8) 山内線9	三ツ又温泉入口	平鹿振興局前	横手バスターミナル	往 23.2km 復 0.0km	365日	716回		路線定期	①・②(1)		③
		(9) 1 横手本荘線2	横手バスターミナル	平成高校前	坂の下	往 24.9km	365日	547.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(9) 2 横手本荘線2	坂の下	平成高校前	横手バスターミナル	復 24.4km	365日	365回		路線定期	①・②(1)		③
		(10) 横手本荘線13	坂の下	平鹿総合病院前	横手バスターミナル	往 27.7km 復 0.0km	365日	182.5回		路線定期	①・②(1)		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)	
横手市	つばめ自動車株 式会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	365日	4,600回		区域	①・②(1)		③	
	合資会社浅舞タク シー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	365日	3,300回		区域	①・②(1)		③	
	合資会社沼館タク シー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	365日	3,100回		区域	①・②(1)		③	
	さとみタクシー有 限会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	365日	5,200回		区域	①・②(1)		③	
	合資会社大森タク シー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	365日	2,300回		区域	①・②(1)		③	
	有限会社ユニオン 交通	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	365日	5,400回		区域	①・②(1)	補助対象地域間幹 線系統の横手・湯 沢線、横手・大曲線 と横手バスターミナ ルで接続	③	
	よこてタクシー株 式会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	365日	3,300回		区域	①・②(1)		③	
		(2) 横手市循環バス	横手バス ターミナル	横手病院前	横手バス ターミナル	往 29.1km 循環	365日	3,650回		路線定期	①・②(1)		③	
			(3) 1 朝日が丘上台線3	横手バス ターミナル	横手病院前	上台	往 7.1km	365日	847.5回		路線定期	①・②(1)		③
	羽後交通株式会社	(3) 2 朝日が丘上台線3	上台	横手病院前	横手バス ターミナル	復 7.4km	365日	965回		路線定期	①・②(1)		③	
		(4) 朝日が丘上台線9	横手駅東口	朝日が丘四 丁目南口	横手バス ターミナル	往 14.7km 復 0.0km	365日	482.5回		路線定期	①・②(1)		③	
		(5) 朝日が丘上台線10	横手駅東口	朝日が丘四 丁目南口	横手バス ターミナル	往 14.1km 復 0.0km	365日	730回		路線定期	①・②(1)		③	

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準にて該当する要件 (別表7のみ)
横手市		(6) 1 大森線10	横手バスターミナル	大森地域局前	大森病院前	往 17.9km	365日	1,212.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(6) 2 大森線10	大森病院前	大森地域局前	横手バスターミナル	復 17.7km	365日	1,265回		路線定期	①・②(1)		③
		(7) 山内線4	横手駅東口	平鹿振興局前	三ツ又温泉入口	往 23.9km 復 0.0km	365日	782.5回		路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統の横手・湯沢線、横手・大曲線と横手バスターミナルで接続	③
	羽後交通株式会社	(8) 山内線9	三ツ又温泉入口	平鹿振興局前	横手バスターミナル	往 23.2km 復 0.0km	365日	717.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(9) 1 横手本荘線2	横手バスターミナル	平成高校前	坂の下	往 24.9km	365日	547.5回		路線定期	①・②(1)		③
		(9) 2 横手本荘線2	坂の下	平成高校前	横手バスターミナル	復 24.4km	365日	365回		路線定期	①・②(1)		③
		(10) 横手本荘線13	坂の下	平鹿総合病院前	横手バスターミナル	往 27.7km 復 0.0km	365日	182.5回		路線定期	①・②(1)		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	基準にて該 当する要件 (別表7のみ)
横手市	つばめ自動車株 式会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	366日	4,600回		区域	①・②(1)	③
	合資会社浅舞タク シー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	366日	3,300回		区域	①・②(1)	③
	合資会社沼館タク シー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	366日	3,100回		区域	①・②(1)	③
	さとみタクシー有 限会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	366日	5,200回		区域	①・②(1)	③
	合資会社大森タク シー	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	366日	2,300回		区域	①・②(1)	③
	有限会社ユニオン 交通	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	366日	5,400回		区域	①・②(1)	③
	よこてタクシー株 式会社	(1) 横手デマンド交通		横手市内		往 復 km	366日	3,300回		区域	①・②(1)	③
		(2) 横手市循環バス	横手バス ターミナル	横手病院前	横手バス ターミナル	往 29.1km 循環	366日	3,660回		路線定期	①・②(1)	③
		(3) 1 朝日が丘上台線3	横手バス ターミナル	横手病院前	上台	往 7.1km	366日	850回		路線定期	①・②(1)	③
	羽後交通株式会社	(3) 2 朝日が丘上台線3	上台	横手病院前	横手バス ターミナル	復 7.4km	366日	968回		路線定期	①・②(1)	③
		(4) 朝日が丘上台線9	横手駅東口	朝日が丘四 丁目南口	横手バス ターミナル	往 14.7km 復 0.0km	366日	484回		路線定期	①・②(1)	③
		(5) 朝日が丘上台線10	横手駅東口	朝日が丘四 丁目南口	横手バス ターミナル	往 14.1km 復 0.0km	366日	732回		路線定期	①・②(1)	③

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準にて該 当する要件 (別表7のみ)
横手市		(6) 1 大森線10	横手バス ターミナル	大森地域局 前	大森病院前	往 17.9km	366日	1,216回		路線定期	①・②(1)		③
		(6) 2 大森線10	大森病院前	大森地域局 前	横手バス ターミナル	復 17.7km	366日	1,269回		路線定期	①・②(1)		③
		(7) 山内線4	横手駅東口	平鹿振興局 前	三ツ又温泉 入口	往 23.9km 復 0.0km	366日	785回		路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹 線系統の横手・湯 沢線、横手・大曲線 と横手バスターミナ ルで接続	③
	羽後交通株式会社	(8) 山内線9	三ツ又温泉 入口	平鹿振興局 前	横手バス ターミナル	往 23.2km 復 0.0km	366日	720回		路線定期	①・②(1)		③
		(9) 1 横手本荘線2	横手バス ターミナル	平成高校前	坂の下	往 24.9km	366日	549回		路線定期	①・②(1)		③
		(9) 2 横手本荘線2	坂の下	平成高校前	横手バス ターミナル	復 24.4km	366日	366回		路線定期	①・②(1)		③
		(10) 横手本荘線13	坂の下	平鹿総合病 院前	横手バス ターミナル	往 27.7km 復 0.0km	366日	183回		路線定期	①・②(1)		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	横手市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	79,594
交通不便地域	85,584

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
85,584	横手市	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
横手市地域公共交通網形成計画	平成31年4月1日	令和元年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ロ②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(ロ②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

(上台線)

朝日が丘～横手バスターミナル～横手病院～横手高校～上台

朝日が丘四丁目南口発	横手バスターミナル発	四日町上丁発	南小学校入口発	横手病院前発	本町発	幸町発	横手高校前発	見入野発	上台着
◎▲ 6:50	7:03	7:06	7:07	7:11	7:12	7:13	7:18	...	...
◎● 7:15	7:28	7:31	7:32	7:36	7:37	7:38	7:43	7:44	7:48
	9:10	9:13	9:14	9:18	9:19	9:20	9:25	9:26	9:30
	● 10:25	10:28	10:29	10:33	10:34	10:35	10:40	10:41	10:45
	12:15	12:18	12:19	12:23	12:24	12:25	12:30	12:31	12:35
	15:55	15:58	15:59	16:03	16:04	16:05	16:10	16:11	16:15
	16:55	16:58	16:59	17:03	17:04	17:05	17:10	17:11	17:15
上台発	見入野発	横手高校前発	幸町発	本町発	横手病院前発	南小学校入口発	四日町上丁発	横手バスターミナル着	
● 7:55	7:55	8:00	8:01	8:02	8:07	8:07	8:08	8:15	
	9:45	9:45	9:50	9:51	9:52	9:57	9:58	10:05	
● 10:50	10:50	10:55	10:56	10:57	11:02	11:02	11:03	11:10	
	12:50	12:50	12:55	12:56	12:57	13:02	13:03	13:10	
	16:20	16:20	16:25	16:26	16:27	16:32	16:33	16:40	
	17:20	17:20	17:25	17:26	17:27	17:32	17:33	17:40	

申請番号3-1
朝日が丘上台3

申請番号3-2
朝日が丘上台3

●印は、土・日・祝運休、▲印は日・祝運休

◎印は、安田原経由

【ご注意】

お盆期間（8月7日～15日）と年末年始（12月25日～1月10日）は、各路線とも「日曜祝日ダイヤ」での運行となりますのでご注意ください。

令和3年4月1日改正

(朝日が丘線)

横手駅東口 < 安田原～イオン前～秋田ふるさと村～朝日が丘四丁目～平鹿総合病院
平鹿総合病院～朝日が丘四丁目～秋田ふるさと村～イオン前～安田原 > 横手バスターミナル～横手高校～上台

横手駅東口発	横手バスターミナル発	神明町発	安田原発	イオン前発	秋田ふるさと村発	朝日が丘四丁目南口発	横手駅西口発	平鹿総合病院前発	横手駅東口着	横手バスターミナル着			
● 8:15	8:16	8:19	8:21	8:27	8:30	8:34	8:43	8:50	8:58	8:59	申請番号4 朝日が丘上台9		
9:35	9:36	9:39	9:41	9:47	9:50	9:54	10:03	10:10	10:18	10:19			
11:25	11:26	11:29	11:31	11:37	11:40	11:44	11:53	12:00	12:08	12:09			
横手駅東口発	横手バスターミナル発	平鹿総合病院前発	横手駅西口発	朝日が丘四丁目南口発	秋田ふるさと村発	イオン前発	安田原発	横山発	横手駅東口着	横手バスターミナル着	横手高校前発	上台	到着
				▲ 6:50	—	—	6:57	6:58	—	7:03	7:18	...	...
				● 7:15	—	—	7:22	7:23	—	7:28	7:43	7:48	...
12:50	12:51	12:59	13:07	13:16	13:20	13:23	13:26	13:27	13:33	13:34	...	...	...
15:00	15:01	15:09	15:17	15:26	15:30	15:33	15:36	15:37	15:43	15:44	...	...	...
16:45	16:46	16:54	17:02	17:11	17:15	17:18	17:21	17:22	17:28	17:29	...	...	...
18:00	18:01	18:09	18:17	18:26	18:30	18:33	18:36	18:37	18:43	18:44	...	...	...

●印は、土・日・祝運休 ▲印は、日・祝運休

申請番号5
朝日が丘上台10

【ご注意】
お盆期間（8月7日～15日）と年末年始（12月25日～1月10日）は、各路線とも「日曜祝日ダイヤ」での運行となりますのでご注意ください。

(大森線)

横手バスターミナル～田根森郵便局～大森病院前

横手バスターミナル発	住吉町発	伏山発	赤川発	塚堀発	田根森郵便局前発	大雄地域局前発	阿気郵便局前発	大森地域局前発	大森八日町発	大森病院前着
9:30	9:31	9:34	9:38	9:41	9:46	9:47	9:51	9:58	9:59	10:04
11:20	11:21	11:24	11:28	11:31	11:36	11:37	11:41	11:48	11:49	11:54
● 12:50	12:51	12:54	12:58	13:01	13:06	13:07	13:11	13:18	13:19	13:24
13:45	13:46	13:49	13:53	13:56	14:01	14:02	14:06	14:13	14:14	14:19
15:40	15:41	15:44	15:48	15:51	15:56	15:57	16:01	16:08	16:09	16:14
17:10	17:11	17:14	17:18	17:21	17:26	17:27	17:31	17:38	17:39	17:44
18:20	18:21	18:24	18:28	18:31	18:36	18:37	18:41	18:48	18:49	18:54
大森病院前発	大森八日町発	大森地域局前発	阿気郵便局前発	大雄地域局前発	田根森郵便局前発	塚堀発	赤川発	伏山発	住吉町発	横手バスターミナル着
● 6:30	6:31	6:36	6:39	6:43	6:48	6:49	6:52	6:56	6:59	7:03
8:10	8:11	8:16	8:19	8:23	8:28	8:29	8:32	8:36	8:39	8:43
10:10	10:11	10:16	10:19	10:23	10:28	10:29	10:32	10:36	10:39	10:43
12:00	12:01	12:06	12:09	12:13	12:18	12:19	12:22	12:26	12:29	12:33
● 13:30	13:31	13:36	13:39	13:43	13:48	13:49	13:52	13:56	13:59	14:03
14:25	14:26	14:31	14:34	14:38	14:43	14:44	14:47	14:51	14:54	14:58
16:25	16:26	16:31	16:34	16:38	16:43	16:44	16:47	16:51	16:54	16:58
● 17:50	17:51	17:56	17:59	18:03	18:08	18:09	18:12	18:16	18:19	18:23

申請番号6-1
大森10

申請番号6-2
大森10

●印は、土・日・祝運休

※ お盆期間（8月7日～15日）と年末年始（12月25日～1月10日）は、各路線とも「日曜祝日ダイヤ」での運行となりますのでご注意ください。

令和3年4月1日改正

(山内線)

横手駅東口・ターミナル～清陵学院～相野々～三ツ又温泉入口

(平野沢～三ツ又温泉入口間フリーバス)

横手駅東口 発	横手バス ターミナル 発	平鹿振興局 前 発	横手清陵 学院前 発	板井沢 発	相野々駅前 発	伐 発	南郷温泉前 発	学 習 交 流 センター前 発	三ツ又温泉 入口 着
8:30	8:31	8:36	8:38	8:42	8:50	8:53	8:58	9:03	9:11
● 12:20	12:21	12:26	12:28	12:32	12:40	12:43	12:48	12:53	13:01
15:50	15:51	15:56	15:58	16:02	16:10	16:13	16:18	16:23	16:31
17:15	17:16	17:21	17:23	17:27	17:35	17:38	17:43	17:48	17:56
● 18:30	18:31	18:36	18:38	18:42	18:50	18:53	18:58	19:03	19:11
三ツ又温泉 入口 発	学 習 交 流 センター前 発	南郷温泉前 発	伐 発	相野々駅前 発	板井沢 発	横手清陵 学院前 発	平鹿振興局 前 発	横手駅東口 発	横手バス ターミナル 着
● 6:50	6:58	6:59	7:04	7:11	7:15	7:23	7:25	7:29	7:30
9:30	9:38	9:39	9:44	9:51	9:55	10:03	10:05	10:09	10:10
● 13:15	13:23	13:24	13:29	13:36	13:40	13:48	13:50	13:54	13:55
16:50	16:58	16:59	17:04	17:11	17:15	17:23	17:25	17:29	17:30
● 18:05	18:13	18:14	18:19	18:26	18:30	18:38	18:40	18:44	18:45

申請番号7
山内4

申請番号8
山内9

●印は、土・日・祝運休

【ご注意】

お盆期間（8月7日～15日）と年末年始（12月25日～1月10日）は、各路線とも「日曜祝日ダイヤ」での運行となりますのでご注意ください。

令和3年4月1日改正

(本荘線)

横手バスターミナル～平鹿総合病院～浅舞～沼館～大沢～玉米～本荘営業所

横手バスターミナル発	平鹿総合病院前発	横手駅西口発	中山発	平成高校前発	新町発	浅舞小学校前発	東里発	新道角発	沼館着	大沢上丁発	坂の下着発	玉米発	道の駅黄桜の里発	本荘営業所着
● 7:10	---	---	7:19	7:26	7:29	7:36	7:40	7:47	7:49	...	...	...	...	...
7:45	---	---	7:54	8:01	8:04	8:11	8:15	8:22	---	8:29	8:34	...	...	...
9:15	---	---	9:24	9:31	9:34	9:41	9:45	9:52	---	9:59	10:04	...	...	...
10:35	---	---	10:44	10:51	10:54	11:01	11:05	11:12	---	11:19	11:24	11:38	11:38	12:31
12:30	---	---	12:39	12:46	12:49	12:56	13:00	13:07	---	13:14	13:19	...	...	...
● 14:50	---	---	14:59	15:06	15:09	15:16	15:20	15:27	---	15:34	15:39	15:53	15:53	16:46
● 15:30	15:38	15:43	15:46	15:53	15:56	16:03	16:07	16:14	16:16	...	...	...	...	...
16:30	---	---	16:39	16:46	16:49	16:56	17:00	17:07	17:09	...	...	...	...	...
18:00	---	---	18:09	18:16	18:19	18:26	18:30	18:37	---	18:44	18:49	19:03	19:03	19:56
□ 18:41	---	---	18:50	18:57	19:00	19:07	19:11	19:18	---	19:25	19:30	...	...	...
● 19:35	---	---	19:44	19:51	19:54	20:01	20:05	20:12	20:14	...	...	...	...	...

本荘営業所発	道の駅黄桜の里発	玉米発	坂の下発	大沢上丁発	沼館発	新道角発	東里発	浅舞小学校前発	新町発	平成高校前発	中山発	横手駅西口発	平鹿総合病院前発	横手バスターミナル着
6:40	7:30	7:30	※ 6:40	6:41	---	6:52	6:55	7:03	7:06	7:14	7:17	---	---	7:30
			7:44	7:45	---	7:56	7:59	8:07	8:10	8:17	8:20	---	---	8:31
			8:55	8:56	---	9:07	9:10	9:18	9:21	9:28	9:31	9:38	9:43	9:51
			10:25	10:26	---	10:37	10:40	10:48	10:51	10:58	11:01	---	---	11:12
			13:50	13:51	---	14:02	14:05	14:13	14:16	14:23	14:26	---	---	14:37
14:20	15:13	15:13	15:27	15:28	---	15:39	15:42	15:50	15:53	16:00	16:03	---	---	16:14
					● 16:25	16:27	16:30	16:38	16:41	16:48	16:51	---	---	17:02
					17:20	17:22	17:25	17:33	17:36	17:43	17:46	---	---	17:57
17:35	18:25	18:25	18:39	18:40	---	18:51	18:54	19:02	19:05	19:12	19:15	---	---	19:26

申請番号9-1
横手本荘2

申請番号10
横手本荘13

申請番号9-2
横手本荘2

●印は、土・日・祝運休

※印は、横手高校直通(7:39着)

□印は、横手高校前始発(18:30発)、但し日・祝は横手BT始発

【ご注意】

お盆期間(8月7日～15日)と年末年始(12月25日～1月10日)は、各路線とも「日曜祝日ダイヤ」での運行となりますのでご注意ください。